

環境審査顧問会水環境分科会  
議事録

1. 日時：平成17年11月11日（金） 13：30～15：10
2. 場所：経済産業省別館11階第1120共用会議室
3. 出席者：  
（顧問）  
沖山主査、和田副主査、木本顧問、中園顧問  
  
（経済産業省）  
高取統括環境保全審査官、金子環境審査班長 他
4. 議題：環境影響評価準備書の審査について
  - ・ 沖縄電力（株）吉の浦火力発電所
  - ・ （株）シグマパワー山口 宇部発電所
5. 議事概要：
  - （1）開会の辞
  - （2）配布資料の確認
  - （3）沖縄電力（株）吉の浦火力発電所の環境影響評価準備書に係る審査に当たり、事務局から質問事項への回答、補足説明資料及び審査書（案）に基づき、説明がなされた。

<質問事項への回答及び補足説明資料について>

- 【顧問】計画地前面海域は水深も浅いので、地元の観光でのダイバーの利用はあるのか。  
【経済省】ダイバーの利用状況は低いと聞いているが、事業者を確認する。  
【顧問】水路は、埋め立て時に作ったものか、その理由は何か。直接海岸から埋め立てするよりも水路を作って、埋め立ての方が、砂浜海岸では砂の動きも自由になるので好ましいということはある。  
【経済省】埋め立て時に作ったと考えられる。現状は、いろいろなものが捨てられ、状況は悪化しており、これを契機にきれいに出来ないかと地元の要望はあるが、県の管理なので、手を加えることが出来ないとのことである。  
【顧問】掘削した後のサンゴ石などの泥はどうするのか。  
【経済省】掘削土の処理方法については事業者を確認する。  
【顧問】説明ではサンゴの被度が低いからという論調をしているが、被度が低いのはサンゴが減少していることではないか。貴重なサンゴがここではまだ残っていると解釈したい。最近の研究では、きちんと残っていることがサンゴの拡大には非常に重要であることがわかっている。この湾そのものが、破壊されつつある場所と感じる。現地を見た際は予想した以上に海岸に生物が少なく、豊かな海ではないと感じた。周辺では工事もかなり行われており、工事には十分に配慮してほしい。こういった貴重な場所が少なくなっており、心配している。

<審査書（案）について>

- 【顧問】2ページの水の濁りの表現で、7行目からの「これらの対策により」以下の文章で、実際に調査した結果のものなのか、解析結果なのかがわからない。  
【経済省】数理モデルの解析によるものであることから、審査書案に追記する。  
【顧問】誤字であるが、「生魚」を「生」を「成」へ、「稚子」の「子」を「仔」へ、及び「リットル」を正しい表記に修正してほしい。また、沖縄県赤土等流出防止

条例の排出基準ではかなり高いレベルになっており、200mg/lはここに出てくるものの何十倍にもなっている。赤土等の「等」はどういう範囲か。これが当てはまればほとんどのものが基準以下となる。

【経済省】 排出基準について事業者を確認し、検討したい。

【顧問】 「海藻草類」は「海草藻類」である。また、生物の学名はイタリックで従来から表記しており、専門家に確認してほしい。

(4) (株)シグマパワー山口 宇部発電所の環境影響評価準備書に係る審査に当たり、事務局から質問事項への回答、補足説明資料及び審査書(案)に基づき、説明がなされた。

#### <質問事項への回答及び補足説明資料について>

【顧問】 浚渫に伴う生物への影響を考慮しているのか。

【経済省】 建設機械の稼働による水の濁りの項目で海生生物に対して評価している。

【顧問】 取水口設置に伴う影響を入れるべきではないか。

【経済省】 取水口浚渫による濁りの影響については予測評価している。

【顧問】 温排水の重畳について、温水層の厚さを3mと5mとを混在させて評価するのは物理的、数学的に理屈が合わない。実際に重畳している訳だから重畳分を載せるか、重畳分から近隣発電所分を差し引いた単独の範囲にするのか。

【経済省】 本件では単独と重畳分も出しており、従来も単独分として重畳分から近隣発電所分を差し引いた例はない。

【顧問】 理論的には重畳分から近隣発電所分を差し引いた数値が宇部発電所単独の数値になるが、正しいかどうかは疑問である。差分については、単独の範囲よりも広くなることはない。

【経済省】 後日別途相談させて頂く。

【顧問】 瀬戸内海等では総量規制はあるが、発電所から排出される化学的酸素要求量等の負荷量は小さく、濃度規制のほうが厳しいが、環境濃度はシミュレーションはしているのか。

【経済省】 ここでは、排出量と排出濃度で規制している。

#### <審査書(案)について>

【顧問】 放水口から150m付近では表層の流速が50cm/sとあるが、放水口は水中にあるのでこの数値は浮上点の流速を言っているのではないか。

【経済省】 表層の流速についてはどの位置でのものか確認し、必要あれば修正させて頂く。

【顧問】 次亜塩素酸ソーダの海生生物への影響があると言っているが、残留塩素濃度を検出限界値以下とし影響ないと言っているので影響ないと書くべきではないか。

【顧問】 次亜塩素酸ソーダによる周辺海域の海生生物への影響があると言わないほうがいい。次亜塩素酸ソーダを入れてから放水口まで次亜塩素酸ソーダがどうなるか記載すべき。

【経済省】 表現について検討させて頂く。

【顧問】 のり養殖への影響を回避するため、半年も浚渫工事等をしないのは珍しいケースであり、かなり大きな制約になると思われるが、事業者の判断によるものか。

【経済省】 事業者の判断であり、準備書に記載しているように長期間かかる工事ではない。

【顧問】 生物名の表現について再度確認して頂きたい。

【顧問】 水の濁りについて、水質汚濁防止法の排水基準は適用されないにも関わらず、浮遊物質量を100mg/l以下で放流することとしている理由は。

【経済省】 水質汚濁防止法の排水基準は適用にならないが、排水基準を参考にして努力数値を記載した。

【顧問】 浮遊物質量の100mg/l以下という数値は何を基準にして出したのか。

【経済省】 事業者を確認し、検討する。

(4) 閉会の辞

以上